

居宅介護支援サービス 契約書

利用者 様

ケアプランセンターかがやき

居宅介護支援重要事項説明書

〈令和 年 月 日現在〉

1. 居宅介護支援事業者（法人）の概要

(1) 事業者の名称及び所在地

事業者名称	株式会社 耀・悠祐
代表者氏名	猿渡 祐子
所在地	福岡県福岡市東区若宮四丁目 6 番 14 号
連絡先	電話 092-980-1792 FAX 092-980-1793

(2) 事業の目的

要介護状態にある高齢者に対し、住み慣れた家庭や地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的とする。

(3) 事業の運営方針

要介護者等の心身の特性を踏まえて、利用者の選択に基づき、その利用者が可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るよう、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、公正中立な立場で調整を行います。

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名称	ケアプランセンターかがやき
事業所番号	4070803582
所在地	福岡県福岡市東区若宮四丁目 6 番 14 号
連絡先	電話 092-985-2299 FAX 092-980-1793
管理者氏名	松尾 栄美

(2) 事業所の職員体制

従業者	人数(人)	職務の内容
管理者	1	管理業務、利用申込みに係る調整、法令遵守に必要な指揮命令 介護支援専門員と兼務
介護支援専門員		計画書の作成、事業者等と連絡調整、相談に対する助言等

(3) 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月・火・水・木・金曜日	午前9時から午後6時まで

営業しない日	土・日曜日、祝日 8月13日から8月15日まで、 12月30日から1月3日まで
--------	---

(4) 事業の実施地域

福岡市東区・博多区、糟屋郡粕屋町、久山町、志免町、須恵町、篠栗町、宇美町、新宮町とする。

なお、福岡市東区は三苫及び塩浜以西を除く。

3. 居宅介護支援の内容

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結したのちに、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者等のご都合でサービスを終了する場合

7日間の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了30日前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援と認定された場合

※非該当（自立）の場合は、条件を変更して再度契約することができます。

- ・利用者がお亡くなりになった場合

④その他

利用者や家族等が当事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書等で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

4. 利用料金その他の費用

(1) 交通費等

通常の事業の実施地域を超えて行う居宅介護支援に要した交通費、その他の料金は次の額を徴収します。

①通常の事業実施地域 無料

②通常の事業実施地域以外 1回の訪問につき 500円

(2) 自己負担金額

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

(3) 上記の利用料金の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとします。

(4) 保険料の滞納等により事業者が直接介護保険給付金が支払われない場合、1か月につき要介護度に応じた金額をお支払いください。お支払と引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。このサービス提供証明書を後日、公的機関の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

5. サービス事業所の選択

指定居宅サービス等の事業所について、利用者(又はその家族や代理人)は複数事業所の紹介・事業所を選択した理由を求める事が可能です。また、事業所の選択にあたっては利用者の希望により選択することが可能です。

当事業所におけるケアプランのサービス利用状況は別紙の通りです。

6. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の状態の急変、その他緊急事態が生じたとき、または事故が発生した時は、速やかに利用者の主治医、救急隊、利用者の家族等に連絡します。

7. 秘密保持

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン』に基づき、個人情報保護方針及び個人情報の取り扱いに関する規則を策定し、関係法令及びガイドラインを遵守します。

8. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その

結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

9. 身体拘束

事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他、利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

10. 相談・苦情

利用者からの相談又は苦情等に対応する窓口・担当者を設置し、利用者の相談、苦情に対し迅速、かつ、誠実に必要な対応を行います。

事業所相談窓口

電話番号： 092-985-2299

相談担当者： 猿渡 祐子

各市町村役場の介護保険相談窓口

受付時間：平日9時～午後5時

福岡市

東区役所	福祉介護保険課	092-645-1071
博多区役所	福祉介護保険課	092-419-1078
粕屋町役場	介護福祉課	092-938-0229
久山町役場	健康福祉課	092-976-1111
志免町役場	福祉課	092-935-1039
須恵町役場	福祉課	092-932-1151
宇美町役場	福祉課	092-934-2243
篠栗町役場	福祉課	092-947-1111
新宮町役場	健康福祉課	092-710-8286
福岡県国民健康保険団体連合会	介護保険課介護サービス相談窓口	092-642-7859

以下余白

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、利用者等に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

説明者 _____ 印

居宅介護支援サービスを受けるにあたり、事業者より本書面に基づいて重要事項の説明を受け、これに同意します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(利用者) 住所 _____

名前 _____ 印

電話 _____

(ご家族) 住所 _____

名前 _____ 印

電話 _____

(代理人) 住所 _____

名前 _____ 印

電話 _____

(事業者) 株式会社耀・悠祐

住所 福岡市東区若宮四丁目6番14号

電話 092-980-1792

代表者氏名 猿渡 祐子

(事業所名) ケアプランセンターかがやき

住所 福岡市東区若宮四丁目6番14号

電話 092-985-2299

所長 猿渡 祐子

居宅介護支援契約書

(契約の目的)

第1条 居宅介護支援事業所ケアプランセンターかがやき（以下「事業所」という。）は、介護保険法及びその他の関係する法令並びにこの契約書に従い、利用者の委託を受けて利用者が可能な限り居宅においてその心身の状態や有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう居宅サービス計画の作成を支援するとともに、この計画に基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、居宅介護サービス事業者等との連絡調整やその他の便宜を図ります。

(契約期間)

第2条 この契約書の契約期間は、契約日から利用者の要介護認定または要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の有効期間満了日までとします。

2 契約期間の満了日の7日前までに、利用者から事業所に対して契約終了の申し出がない場合は、契約は同一の内容で自動更新されるものとします。

(運営規程の概要)

第3条 事業所の運営規定の概要(事業の目的、職員の体制等)は、重要事項説明書に記載したとおりです。

(居宅サービス計画作成の支援)

第4条 事業所は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- (2) 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- (3) 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意事項等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- (4) 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、文書による同意を受けます。
- (5) その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

(経過観察・再評価)

第5条 事業所は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- (1) 利用者およびその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、経過の把握に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、少なくとも1月に1回訪問し、利用者の課題把握を行い、その結果を記録します。
- (3) 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- (4) 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請等の必要な対応をします。

(居宅サービス計画の変更)

第6条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業所が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業所と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

(施設入所への支援)

第7条 事業所は、利用者が介護保険施設への入所または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介、その他の支援をします。

(給付管理)

第8条 事業所は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

(要介護認定等の申請にかかる援助)

第9条 事業所は、利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。また、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

(サービス提供の記録等)

第10条 事業所は介護支援の実地状況等に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

- 2 利用者等は、必要がある場合は、事業所に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、事業所の業務に支障のない時間に行うこととします。
- 3 事業所は、第14条に定めた契約の終了にあたって、必要があると認められる場

合は、利用者の同意を得たうえで利用者の指定する他の居宅介護支援事業者等へ、介護支援の実地状況等に関する記録の写しを交付するものとします。

(相談・苦情対応)

第11条 事業所は、利用者からの相談・苦情に対応する窓口を設置し、事業所が提供した居宅介護支援サービス及び事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関する利用者等の要望、苦情申し立てがある場合は、迅速かつ誠実に対応を行います。

2 事業所は、利用者等が苦情申し立て等を行ったことを理由として、利用者に対し何ら不利益な取り扱いをすることはありません。

(利用者の権利)

第12条 利用者は、事業所に対し7日間の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

2 指定居宅サービス等の事業所について、利用者（又はその家族や代理人）は複数事業所の紹介・事業所を選択した理由を求める事が可能です。

(事業所の権利)

第13条 事業所は、利用者が法令違反又はサービス提供を阻害する行為があるなどの理由により、利用契約の継続が困難になったときは、30日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

2 利用者が事業所の通常の事業の実地区域外に転居し、事業所においてサービスの提供が困難であると見込まれる場合この契約を解除することができます。

(契約の終了)

第14条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 一 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援と認定されたとき
- 二 第2条の規定に基づく契約期間満了日の7日前までに、利用者から契約終了の申し出があり、契約期間が満了したとき
- 三 利用者が第12条の規程により契約を解除したとき
- 四 事業所が第13条の規程により契約を解除したとき
- 五 利用者が介護保険施設に入所をしたとき
- 六 利用者が認知症対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護を受けることとなり入所したとき
- 七 小規模多機能型居宅介護を利用するとき
- 八 利用者が死亡したとき

(身分証携行義務)

第15条 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者やその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(損害賠償)

第16条 事業所は、居宅介護支援サービスの実地にあたって、事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の後見人及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 2 前項において、事故により利用者又はその家族の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、事業所は速やかにその損害を賠償します。ただし、その賠償について事業所の責任を問えない場合は、この限りではありません。
- 3 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

(秘密保持)

第17条 事業所は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者等の秘密を洩らしません。

- 2 前項の規定に関わらず、利用者及びその家族に関わる居宅サービス計画書を立案するためのサービス担当者会議等での情報提供や居宅介護支援事業者とサービス事業者との連絡調整において、個人情報の提供が必要となった場合居宅介護サービス計画に位置付けられた事業者、主治医及び保険者に対して使用させていただきます。なお個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係するものの以外に漏らしません。

(個人情報の使用)

第18条 利用者は、事業所が適切なケアマネジメントを実施するに際し別紙に定める利用目的に従い、個人情報を利用することに同意するものとします。

(その他)

第19条 事業所は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、その業務を遂行します。

(協議事項)

第20条 介護保険法及びそのほかの関係する法令並びにこの契約に定めのない事項については、利用者と事業者の協議により定めることとします。

居宅介護支援サービスを受けるにあたり、事業者より契約書の説明を受け、これに同意します。

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、各自署名押印して一通ずつを保有します。

令和 年 月 日

(利用者) 住所 _____

名前 _____ 印

電話 _____

(ご家族) 住所 _____

名前 _____ 印

電話 _____

(代理人) 住所 _____

名前 _____ 印

電話 _____

(事業者) 株式会社耀・悠祐

住所 福岡市東区若宮四丁目6番14号

電話 092-980-1792

代表者氏名 猿渡 祐子

(事業所名) ケアプランセンターかがやき

住所 福岡市東区若宮四丁目6番14号

電話 092-985-2299

所長 猿渡 祐子

